

頁二。名其他二。名計一。名豫定

制限事項

- (1) 参加者ノ集散及行動其他ニ就テハ總テ所轄警察官署ノ指揮ニ從フコト
- (2) 遠足運動会ノ会責任者ヲ定メ之ヲ南千住警察署ニ届出ツルコト
- (3) 往復ノ途中ハ五ノ名以内ヲ一団トシ一団毎ニ責任者ヲ附シ責任者ハ警察官ノ指揮ニ從ヒ団体ノ統制ヲ為スコト
- (4) 関東労働同盟会旗一旗ノ外他ノ旗類ヲ携帶セサルコト
- (5) 往復ノ途中歌ヲ合唱セサルコト

(6) 争議ヲ表示シ或ハ之ヲ諷刺スルカ如キ餘興競技等ヲ行ハサルコト

(7) 遠足運動会ヲ目的トスルモノナルヲ以テ一切ノ示威的行動ヲ為ササルコト

(8) 遠足ノ目的地及通過道路往復ノ時刻ハ前日迄南千住署ニ届出ツルコト

四、関東労働同盟会理事会

争議取扱方法ヲ講スル為院報豫定ノ如ク昨一日午後七時ヨリ總同盟本部ニ於テ開催出席者

- 松岡駒吉 斎藤健一 福岡金次郎 三木治郎
- 徳永正毅 石塚幸次郎 内田藤七 小泉七造
- 原市一 土井直作 中込藤治 田中小二郎